

住宅応急修理に対する支援について

平成23年7月新潟・福島豪雨により、被災された方が被害を受けた住宅の応急的な補修を行えるよう、災害救助法に基づく救助(応急修理)に加え、県独自の支援制度を創設します。

- 対象・限度額 大規模半壊最大 100 万円、半壊最大 50 万円
(これまでの災害と同様)
 - ※ 全壊した世帯であっても、対象になる場合があります。

- 応急修理の対象範囲 屋根、柱、床、外壁等、日常生活に必要不可欠で、緊急を要する箇所等

(参考)

災害救助法適用市町(13市2町)

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、十日町市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、田上町、阿賀町

(8月3日12時現在)